

# 年間保存版



令和5年度

## さわやか健康だより

年間保存版 令和5年4月1日発行

社会情勢により、中止になる場合があります。

申込・問い合わせ

草津市健康増進課 (市庁舎2階)  
P.1~10:各種けん診、予防接種他  
☎561-2323 FAX 561-0180  
e-mail kenko@city.kusatsu.lg.jp  
子育て相談センター (さわやか保健センター3階)  
☎561-2331 ☎561-2339  
P.11~12:母子(親子)健康手帳、乳幼児健診他  
FAX 561-2491  
e-mail soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp

各種けん診について ※P.3 けん診を受けるときの注意事項を必ず事前に確認ください。

### がん検診・肝炎ウイルス検診 健康増進課 ☎561-2323



がんの早期発見のため市の検診を受けましょう。

市ホームページ  
「各種けん診」はこちら▶

過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない人は、肝炎ウイルス検診を受けましょう。

●申込: 医療機関の窓口で「草津市の検診を受けたい」と伝えてください。事前予約が必要な医療機関もあります。

●持ち物: 健康保険被保険者証、受診料

無料クーポン券(詳しくはP.3)、受診料免除可否決定通知書(詳しくはP.3)

肝炎ウイルス検診には、受診票が必要です。健康増進課へお電話ください。

\*過去の受診日が不明な人は、事前に健康増進課までお問合せください。記載の年齢は令和6年3月31日時点の年齢です。

### 〈個別検診〉

検診の種類	対象者	受診料			実施場所	実施期間	内容と注意事項	
		64歳以下	65~69歳	70歳以上				
肺がん・結核	40歳以上 昭和59年3月31日までに生まれた人	700円 喀痰検査が必要な人は合計1,500円	無料		草津市・栗東市内の実施医療機関 (P.8~10参照) ※草津市・栗東市以外の医療機関では受診できませんのでご注意ください。	令和5年6月 ~ 令和6年2月末日	胸部X線検査(全員)	受診頻度は1年度に1回
肝炎ウイルス	40歳以上 昭和59年3月31日までに生まれた人で過去に市や職場等で受診したことがない人	1,000円	無料				血液検査	
胃がん	50歳以上 昭和49年3月31日までに生まれた人 ※対象判定表の該当となられた方のみ受診できます	2,300円	無料				胃X線(バリウム)検査	受診頻度は2年度に1回 バリウム検査、もしくは内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。令和4年4月1日~令和5年2月28日の期間に受診した人は、今年度中の受診はできません。
		3,100円						
大腸がん	40歳以上 昭和59年3月31日までに生まれた人	500円	無料		検便(便潜血)検査	受診頻度は1年度に1回		
子宮頸がん	20歳以上の女性 平成16年3月31日までに生まれた人	1,500円	無料		滋賀県内の実施医療機関 ※草津市・栗東市内の実施医療機関はP.8~10参照	令和5年4月 ~ 令和6年3月末日	内診と細胞診	受診頻度は2年度に1回 令和4年4月1日~令和5年3月31日の期間に受診した人は、今年度中の受診はできません。
乳がん	40歳~49歳の女性 昭和49年4月1日 ~ 昭和59年3月31日生	1,900円	無料				マンモグラフィ2方向	
	50歳以上の女性 昭和49年3月31日までに生まれた人	1,400円			マンモグラフィ1方向			

がん検診・肝炎ウイルス検診・プレ特定健康診査は、集団けん診を実施しています。

\* 集団けん診を受ける場合は、医療機関では受けることはできません。

申込開始日：6月1日(木)健康増進課にて

市ホームページ  
「集団けん診」はこちら▶



けん診の種類			胃がん (X線)	肺がん・ 結核	子宮頸 がん	乳がん	大腸がん	肝 炎 ウイルス	プ レ 特定健診
対象者・受診頻度			P.1参照						
受 診 料			1,700円	400円 喀痰検査が 必要な人は 合計700円	1,400円	40～49歳 1,300円 50～69歳 1,200円	300円	600円	1,400円
			70歳以上 無料	65歳以上 無料		70歳以上 無料		65歳以上 無料	
会場名	日程	【申込締切日】	下記●印が実施日です (9:30～15:30の間で受付時間を指定させていただきます。)						
草津市立 市民交流プラザ (フェリエ南草津)	8月22日(火)	7月19日(水)					●	●	●
常盤まちづくり センター	9月2日(土)	7月28日(金)	●	●	●	●	●	●	●
YMITアリーナ	9月14日(木)	8月10日(木)	●	●	●	●	●	●	●
草津市立 総合体育館	10月7日(土)	8月25日(金)	●	●	●	●	●	●	●
YMITアリーナ	10月16日(月)	9月8日(金)	●	●	●	●	●	●	●
YMITアリーナ	10月30日(月)	9月22日(金)	●	●	●	●	●	●	●
草津市立 総合体育館	11月13日(月)	10月6日(金)	●	●	●	●	●	●	●
キラリエ草津	11月28日(火)	10月20日(金)	●	●			●	●	●
YMITアリーナ	1月30日(火)	12月22日(金)	●	●	●	●	●	●	●
草津市立 総合体育館	3月7日(木)	1月4日(木)	●	●	●	●	●	●	●

●肺がん・結核検診受診料：①胸部X線検査のみ→400円、②胸部X線検査+喀痰検査→700円（喀痰検査は該当者のみ）

●乳がん検診受診料：①40歳代（マンモグラフィ2方向）→1,300円、②50歳以上（マンモグラフィ1方向）→1,200円

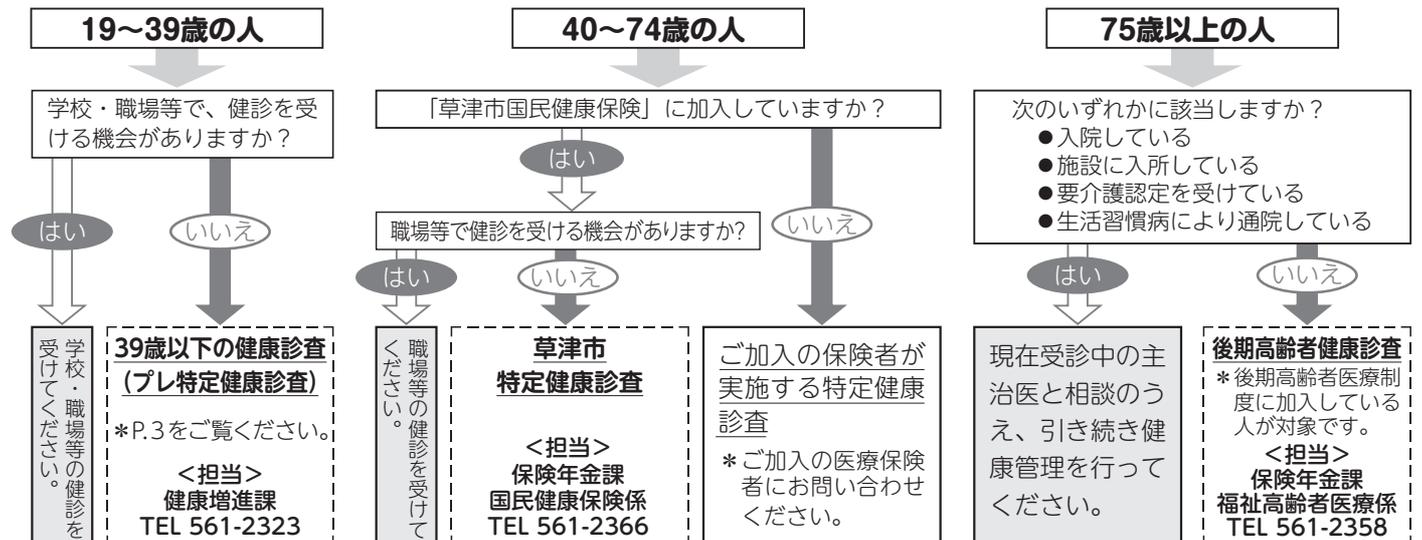
●受診料免除について（がん検診・肝炎ウイルス検診・プレ特定健診）は、P.3をご覧ください。

●肝炎ウイルス検診の受診票について

肝炎ウイルスを受診希望で無料クーポン券をお持ちでない方は、受診票が必要です。健康増進課までお問合せください。

あなたの受けられる「健診」を確認しましょう 健康増進課 ☎561-2323

健診は健康状態を知る第一歩です。年に一度の健診であなたの健康チェックをしましょう。



◎市では、国民健康保険加入の人で、草津市特定健康診査を受けた結果、生活習慣の改善が必要となった人に、**特定保健指導**を実施しています。対象になられた人は、必ず参加いただき、生活習慣病のリスクを減らしましょう。

◎生活保護を受給されている方は、生活保護受給者健康診査を受診することができます。事前に健康増進課で免除申請が必要です。

**無料クーポン券** 健康増進課 ☎561-2323

草津市では、子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診において、以下の対象の人に無料クーポン券を発行しています。

子宮頸がん検診	令和5年4月1日時点で、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の女性
乳がん検診	令和5年4月1日時点で、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の女性
肝炎ウイルス検診	令和6年3月31日時点で、40歳・45歳の人で、かつ過去に草津市肝炎ウイルス検診を受けたことのない人

**39歳以下の健康診査（プレ特定健康診査）** 健康増進課 ☎561-2323

生活習慣の改善を振り返る機会になり、生活習慣病の早期発見、早期治療につながります。健診を受けるときには、食後10時間以上経過していることが望ましいとされています。

申し込み	医療機関窓口で「 <u>草津市の健診を受けたい</u> 」と伝えてください。 *事前予約が必要な医療機関もあります。
対象者	令和6年3月31日時点で、19～39歳の人で、学校・職場等で受診機会のない人（昭和59年4月1日生～平成17年4月1日生）
持ち物	健康保険被保険者証、受診料（1,900円） *受診料免除の人は「受診料免除可否決定通知書」を当日医療機関窓口で提示ください。
実施場所	草津市・栗東市の実施医療機関 *P.8～10参照
実施期間	令和5年6月～令和6年2月末日

**◎けん診を受けるときの注意事項**

- 受診日当日に草津市に住民登録をしている該当年齢の人が対象です。
- 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診は2年度に1回、肝炎ウイルス検診は一生に1回、その他の検診は1年度に1回受けられます。
- 次の項目に該当する人は原則、市が実施するがん検診・肝炎ウイルス検診の対象とはなりません。  
医師と相談し、必要ならば適切な治療や検査を受けましょう。
  - ①検診の部位について自覚症状のある人
  - ②検診の部位について治療中あるいは経過観察中の人
  - ③検診の結果が要精密検査となった場合に、精密検査を受けることが困難な人
  - ④胃X線（バリウム）検査については、寝返りが困難な人

**◎受診料の免除について**

各種けん診	がん検診・肝炎ウイルス検診・プレ特定健康診査・生活保護受給者健康診査・節目歯科健康診査・妊婦歯科健康診査
-------	--

次の①～③の人は、各種けん診の受診料が免除になります。

①	65～69歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人で、受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示した人	免除手続きが不要
②	市民税が非課税世帯または免除世帯の人	免除手続きが必要
③	生活保護世帯の人	免除手続きが必要

\*②、③の人は、けん診を受ける前に受診料免除の手続きが必要です。受診後の申請はお受けできません。  
4月3日(月)から受診日の1週間前までに、健康増進課に申請書を提出してください（郵送の場合は受診日の1週間前までに必着のこと）。

**【窓口申請時の持ち物】**

本人確認書類（顔写真の無い物は2点）  
\*代理人が届け出をする場合は、けん診を受ける人と、代理人それぞれの本人確認書類が必要です。

- 審査後、「草津市受診料免除可否決定通知書」で通知します。免除を認めると書かれている人は受診時、医療機関の窓口で提示すると受診料が無料になります。通知書を持参されない場合は、受診料が無料となりません。
- 申請に代理人の方が来られる場合や、手続きがご不明な場合、健康増進課の窓口にお越しいただくことが難しい場合は、☎561-2323にお問い合わせください。
- 詳しくは、ホームページをご覧ください。

無料クーポン券・39歳以下の健康診査・けん診を受けるときの注意事項

節目歯科健康診査

対象者	令和5年4月1日時点で、40歳・50歳・60歳・70歳の人
実施期間	令和5年6月～令和6年3月末日
持ち物	受診はがき（対象者には5月末にお送りします）、健康保険被保険者証、受診料
受診料	1,000円 *70歳の方は無料

妊婦歯科健康診査

対象者	妊婦（妊娠期間中に1回のみ）
実施期間	令和5年4月～令和6年3月末日
持ち物	母子（親子）健康手帳、健康保険被保険者証、受診料
受診料	1,000円

※受診料免除の方は、「受診料免除可否決定通知書」を医療機関窓口で提示ください。詳しくはP.3をご覧ください。

<歯科医院一覧>

\*変更があった場合は、市HP、広報等でお知らせします。

実施医療機関名	所在地	電話番号
アキヨシデンタルクリニック	青地町	569-5695
さくら歯科	青地町	561-0118
いしはら歯科クリニック	追分一丁目	565-2822
かがやき歯科クリニック	追分南二丁目	0120-932-482
あまつ歯科医院	追分南二丁目	564-5925
オリハラ歯科クリニック	追分南三丁目	599-1145
多喜歯科診療所	追分南五丁目	566-4012
こやま歯科医院	追分南八丁目	564-5877
マリア歯科クリニック	若草五丁目	567-1150
大上歯科医院	東草津三丁目	563-4678
有馬歯科クリニック	草津一丁目	565-1516
後藤歯科医院	草津一丁目	564-2678
久徳歯科	草津二丁目	567-5566
草津たかはし歯科医院	草津町	564-9180
湖南歯科	草津町	567-8470
みやけ歯科	矢倉一丁目	561-6788
アキデンタルクリニック	東矢倉二丁目	569-5055
きのせ歯科医院	東矢倉二丁目	564-2721
草津駅前デンタルクリニック	大路一丁目	567-0700
つかだ歯科医院	大路一丁目	567-9682
林歯科医院	大路一丁目	562-0365
岡崎歯科医院	大路二丁目	562-1020
戸崎歯科	西大路町	566-8086
丸山歯科医院	西大路町	561-8217
かず歯科クリニック	西渋川一丁目	584-4618

実施医療機関名	所在地	電話番号
草津いりえ歯科クリニック	渋川一丁目	569-4880
みなみ草津ファミリー歯科	野路町	569-5870
十禅歯科クリニック	野路東五丁目	563-9908
高田歯科	野路一丁目	561-4388
村井歯科医院	野路一丁目	561-7337
南草津子ども・おとな歯科	野路一丁目	596-5868
田中歯科医院	野路五丁目	565-3791
ナオデンタルオフィス 竹村歯科	南草津二丁目	566-8885
にしだ歯科医院	南草津二丁目	562-8377
やまぐち歯科	南草津三丁目	561-4000
伊庭歯科医院	新浜町	563-7919
森歯科医院（妊婦のみ）	新浜町	518-7800
こばやし歯科	矢橋町	561-0011
芝田歯科クリニック	矢橋町	569-2022
堀井歯科医院	南山田町	562-0725
山元歯科医院	木川町	564-2894
香川歯科医院	上笠三丁目	565-7745
ひとみ小町歯科	上笠四丁目	516-4180
いしい歯科	野村一丁目	569-0030
淡海デンタルクリニック	野村二丁目	598-1810
梅影歯科医院	野村七丁目	564-3388
山本歯科クリニック	野村八丁目	576-1836
あゆかわ歯科クリニック	川原一丁目	564-8011
にのみや歯科	川原二丁目	563-5757
しもがさバリー歯科クリニック	下笠町	568-3819

[BIWA-TEKU] アプリで楽しく、健幸ポイントを集めよう！ 健康増進課 ☎561-2323



BIWA-TEKU（ビワテク）は、日々のウォーキングや【歯科健診・がん検診・特定健診】の受診等を行うことで、健幸ポイントが取得できます！ポイントが貯まると、豪華賞品に応募もできますので、日常生活にアプリを取り入れ、健康づくりをしてみませんか？





接種日当日に草津市に住民登録をしている該当年齢の人が対象です。

		対象年齢・注意事項等															
風しんの追加的対策	(第5期) 風しん	<p>昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性は、無料で抗体検査および予防接種（抗体価が低かった人のみ）を受けることができます</p> <p>実施期間：令和5年4月～令和6年2月末まで</p> <p>回数：実施期間内1回（これまでにクーポン券を使って抗体検査・接種した方は受けられません） ※予防接種は抗体価が低かった人のみ対象です。</p> <p>費用：無料</p> <p>実施場所：全国の協力医療機関（詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。草津市の実施医療機関は、市ホームページをご覧ください。）</p> <p>持ち物：クーポン券、本人確認書類（健康保険被保険者証等）</p> <p>※抗体検査および予防接種のクーポン券は、令和元年度から令和4年度に抗体検査を受けていない人、もしくはクーポン券を使用し抗体検査の結果、予防接種該当と判定されたが、まだ予防接種を完了されていない人にお送りしています</p>															
	高齢者の予防接種	<p>高齢者に多い肺炎の発病及び重症化を予防する予防接種です</p> <p>対象者：●令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人（下表参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人</li> <li>●なお、過去に一度でも接種された人は対象外となります</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>65歳</td> <td>昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生</td> <td>85歳</td> <td>昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生</td> <td>90歳</td> <td>昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生</td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生</td> <td>95歳</td> <td>昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生</td> </tr> <tr> <td>80歳</td> <td>昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生</td> <td>100歳</td> <td>大正12年4月2日生～大正13年4月1日生</td> </tr> </table> <p>実施期間：令和5年4月～令和6年3月</p> <p>接種回数：実施期間内 1回</p> <p>接種料：2,600円</p> <p>免除申請：4月から受け付けます ※下記「◎接種料の免除について」を参照</p>	65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生	85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生	70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生	90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生	75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生	95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生	80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生	100歳
65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生	85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生														
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生	90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生														
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生	95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生														
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生	100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生														
高齢者の予防接種	高齢者インフルエンザ	<p>インフルエンザの発病および重症化を予防する予防接種です</p> <p>対象者：●接種日当日に65歳以上の人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人</li> </ul> <p>実施期間：令和5年10月～12月（医療機関により、実施の最終日は異なります）</p> <p>接種回数：実施期間内 1回</p> <p>接種料：1,500円（変更となる場合は9月に広報します）</p> <p>免除申請：9月から受け付けます ※下記「◎接種料の免除について」を参照</p>															
		<p>●場 所：草津市・栗東市の実施医療機関（P.8～10をご覧ください）</p> <p>●持ち物：本人確認書類（健康保険被保険者証等）、接種料。</p> <p>なお、接種料免除の人は「接種料免除可否決定通知書」を当日医療機関窓口で提示ください。</p>															

おとな・高齢者の予防接種

◎接種料の免除について

免除になる予防接種 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種・高齢者インフルエンザ予防接種

次の①、②の人は、接種料が免除になります。

①	市民税が非課税世帯または免除世帯の人
②	生活保護世帯の人

予防接種を受ける前に接種料免除の手続きが必要です。接種後の申請はお受けできません。

- 申請後、審査し、「草津市接種料免除可否決定通知書」で通知します。「免除を認める」と書かれている人は接種時、医療機関の窓口で提示すると接種料が無料になります。通知書を持参されない場合は、接種料が無料となりません。
- 「草津市接種料免除可否決定通知書」は郵送しますので、日程に余裕をもって接種する日の1週間前までに、健康増進課に申請書を提出してください（郵送の場合は接種日の1週間前までに必着のこと）。

【窓口申請時の持ち物】

本人確認書類（顔写真の無い物は2点）

※代理人が届け出をする場合は、予防接種を受ける人と、代理人それぞれの本人確認書類が必要です。

- 申請に代理人の方が来られる場合や、健康増進課の窓口にお越しいただくことが難しい場合、手続きがご不明な場合は、

☎561-2323 にお問い合わせください。

- 詳しくは、ホームページをご覧ください。

子どもの予防接種について 健康増進課 ☎561-2323

予防接種の種類		接種対象月齢・年齢	接種開始の月齢・年齢	接種回数	接種間隔・注意事項等	
子 ど	ヒブ Hib感染症 望ましい接種開始時期 生後2～7か月になる1日前	接種開始月(年齢)により 接種回数が異なります	生後2か月～ 5歳の誕生日の1日前	生後2～7か月 になる1日前	4回	●初回接種：27日以上の間隔(27～56日までが望ましい)で、1歳の誕生日の1日前までに3回接種 ●追加接種：3回目接種後7か月以上あけて(13か月までが望ましい)1回接種
			生後2か月～ 5歳の誕生日の1日前	生後7か月～ 1歳の誕生日の1日前	3回	●初回接種：27日以上の間隔(27～56日までが望ましい)で、1歳の誕生日の1日前までに2回接種 ●追加接種：2回目接種後7か月以上あけて(13か月までが望ましい)1回接種
				1～5歳の誕生日の1日前	1回	●1回接種
	小児の肺炎球菌感染症 望ましい接種開始時期 生後2～7か月になる1日前	生後2か月～ 5歳の誕生日の1日前	生後2～7か月 になる1日前	4回	●初回接種：27日以上の間隔で、2歳の誕生日の1日前まで(生後12か月までが望ましい)に3回接種 ●追加接種：3回目接種後60日以上あけ、1歳になってから(1歳3か月までが望ましい)1回接種	
			生後7か月～ 1歳の誕生日の1日前	3回	●初回接種：27日以上の間隔で、2歳の誕生日の1日前まで(生後13か月までが望ましい)に2回接種 ●追加接種：2回目接種後60日以上あけ、1歳になってから1回接種	
			1～2歳の誕生日の1日前	2回	●60日以上の間隔で2回接種	
		2～5歳の誕生日の1日前	1回	●1回接種		
予防接種の種類		接種対象月齢・年齢	望ましい接種期間	接種回数	接種間隔・注意事項等	
も	B型肝炎	生後すぐ～1歳の誕生日の1日前	生後2～9か月になる前まで	3回	1回目接種から27日以上の間隔で2回目を接種 1回目から139日以上の間隔で3回目を接種	
	ロタウイルス感染症 ※どちらかのワクチンで接種を完了してください	ロタリックス	生後6週～24週まで	2回	27日以上の間隔で2回接種 ただし、初回接種は生後8週から14週までが望ましい	
		ロタテック	生後6週～32週まで	3回	27日以上の間隔で3回接種 ただし、初回接種は生後8週から14週までが望ましい	
の 予 防 接 種	結核 (BCG)	生後すぐ～1歳の誕生日の1日前	生後5～8か月になる前まで	1回		
	百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合 ：4種混合(DPT-IPV) または、 百日せき・ジフテリア・破傷風混合 ：3種混合(DPT)	第1期	生後2か月～7歳 6か月になる1日前	生後2か月～ 1歳の誕生日までの間	4回	●初回接種：初回接種：20日以上の間隔(20～56日までが望ましい)で3回接種 ●追加接種：3回目終了後、6か月以上あけて(1年～1年半後が望ましい)1回接種
			右記のとおり			
	不活化ポリオ (IPV)	第1期	生後2か月～7歳 6か月になる1日前	生後2か月～ 1歳の誕生日までの間	4回	●初回接種：20日以上の間隔(20～56日までが望ましい)で3回接種 ●追加接種：3回目終了後、6か月以上あけて(1年～1年半後が望ましい)1回接種
				右記のとおり		
	ジフテリア・破傷風混合 (DT)	第1期	生後3か月～7歳 6か月になる1日前	生後3か月～ 1歳の誕生日までの間	3回	●初回接種：20日以上の間隔で2回接種 ●追加接種：2回目終了後、6か月以上あけて(1年～1年半後が望ましい)1回接種
右記のとおり						
第2期	11～13歳の誕生日の1日前	11歳	1回			
水痘	1～3歳の誕生日の1日前	1回目は生後12月～15月の間が望ましい	2回	●2回目は、1回目の接種後3か月以上あけて(6か月～1年が望ましい)接種。		
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	1～2歳の誕生日の1日前	小学校入学の前年 (幼稚園や保育園の年長クラス)	1回	●麻しん(はしか)、風しんのいずれかにかかった場合でも、混合ワクチンで接種が可能です。 ●第2期の対象の人は、令和5年度に6歳になる人(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの人)です。4月～3月末までに接種してください。	
	第2期	5～7歳未満で小学校就学前の1年間				
日 本 脳 炎	第1期	生後6か月～7歳 6か月になる1日前	3歳	3回	●初回接種：6日以上の間隔(6～28日までが望ましい)で2回接種 ●追加接種：2回目終了後6か月以上あけて(約1年後が望ましい)1回接種	
			4歳			
	第2期	9～13歳の誕生日の1日前	9歳	1回		
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防：HPV)	定期接種対象者 平成19年4月2日生～平成24年4月1日生の女性 (小学6年生～高校1年生相当の女性)		中学1年生の女性	サーバリックス(2価HPVワクチン)、ガーダシル(4価HPVワクチン)に加えて、令和5年4月から新たにシルガード9(9価HPVワクチン)が定期接種として追加されました。接種間隔など詳しくは、市のホームページをご覧ください。		
	差し控え期間の対象者(令和7年3月末まで) 平成9年4月2日生～平成19年4月1日生の女性 (高校2年生～令和5年度に26歳になる女性)					

※平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳になる1日前までの間に1期・2期を接種することができます。

子どもの予防接種

●対象者：接種日当日に草津市に住民登録をしている該当年齢の人が対象です。

●持ち物：母子(親子)健康手帳または接種済証等(忘れると接種できません)

健康保険被保険者証等の本人確認ができるもの

※予防接種委任状…下記◎参照(保護者以外の親族等が同伴して、接種しようとする場合)

●場所：草津市・栗東市の実施医療機関(P.8～10をご覧ください)

●接種費用：定期の予防接種は対象年齢内であれば無料。

守山市・野洲市の実施医療機関でも  
事前手続きなしで接種していただけます！  
その他で受ける場合は必ず事前に手続きを  
してください(下記◎参照)。

★事前に「予防接種と子どもの健康」を必ず読んで、予防接種について十分理解してから受診しましょう★

## ◎『子どもの定期の予防接種』を受けるときのお願い

定期の予防接種を受けるときは、原則、保護者(親権者・後見人等)の同意、同伴が必要です。保護者以外の親族等(祖父母、成人された兄弟等)の同伴で予防接種を受けようとするときは、『予防接種委任状』の提出が必要です。この『委任状』は、市ホームページからダウンロードできます。また、草津市・栗東市の予防接種実施医療機関にも備えています。

## ●草津市・栗東市・守山市・野洲市(以下4市と表示)以外の医療機関で予防接種を受けたいとき

### 《4市以外の滋賀県内の場合》

健康増進課で事前の手続きを行うことで、予防接種広域化事業に参加する医療機関であれば接種できます。

### 《滋賀県外の場合》

里帰り出産や県外の施設に入所中などのやむをえない事情がある場合、ご自身で医療機関に他府県に住民票があっても接種可能か確認した上で、健康増進課で事前の手続きを行うことで、市の助成金額を上限に費用を助成します(医療機関により費用負担が異なります)。

### ◆上記の手続きにおける注意事項◆

4市以外で予防接種を受ける場合、医療機関に提出する書類等が必要となりますので、必ず事前にご連絡ください。申込から10日程度で送付いたします。書類が届く前に接種した場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。また、接種後の申し出は受付できません。

## ●子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種について

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種では、サーバリックス(2価HPVワクチン)、ガーダシル(4価HPVワクチン)の2種類を使用していますが、令和5年4月1日から、新たにシルガード9(9価HPVワクチン)が予防接種法の改正により定期接種となったことから、実施医療機関において費用負担なく個別接種を実施します。ワクチンの効果とリスクをご確認いただき、接種についてご検討ください。また、令和4年3月31日までに、サーバリックス(2価HPVワクチン)、ガーダシル(4価HPVワクチン)を自費で接種した方については助成制度がありますので、対象者など詳しくは市のホームページをご覧ください。

## ●造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成について

定期予防接種後に、造血幹細胞移植(骨髄移植、臍帯血移植等)等の治療を受け、定期予防接種により獲得した免疫が消失し、医師の判断により予防接種の再接種が必要となった場合、その際に発生する抗体検査費および予防接種費の助成を行います。接種前に申請してください。

【対象者】医師の判断により、再接種を行う人

詳しくは、お問合せください。

## 急病や日曜・祝日の急診について

小児救急電話相談 短縮ダイヤル#8000または☎524-7856  
子どものケガや急病で受診に迷った時に小児科医師や看護師からアドバイスを受けることができます。

●相談日時 平日、土曜日……………18:00～翌8:00  
日曜日、祝日、年末年始…9:00～翌8:00

こどもの救急 <http://kodomo-qq.jp/>

診療時間外の受診について、判断の目安を提供

医療ネット滋賀 <http://www.shiga.iryō-navi.jp/>

診療が受けられる医療機関を24時間お知らせ

電話自動音声案内 ☎553-3799



医療ネット滋賀

湖南広域休日急病診療所〔済生会滋賀県病院前(栗東市)〕

☎551-1599、FAX551-1600

●診療日時 日曜日、祝日、年末年始  
10:00～22:00(受付は9:30から21:30まで)

●診療科目 主に内科・小児科

※必ず事前に、症状を電話またはファクスで伝えてください。  
この診療所は、翌日まで診療が待てない比較的軽い症状の急病者に応急的な処置を行うことを目的としています。薬は原則として1日分または休日分のみ処方されます。







## 母子（親子）健康手帳・妊婦健康診査について 子育て相談センター ☎561-2339・2331

妊娠の届出をした人に、母子（親子）健康手帳と母子健康手帳別冊（妊婦健康診査公費助成券等を綴ったもの）をお渡します。ただし以下のことに注意してください。

- 妊婦健康診査・新生児聴覚検査公費助成は、受診当日に草津市に住民登録している人が使用できます。
- 滋賀県外の医療機関では使用できません。県外で受診する場合は、別途書類をお渡します。



	持 ち 物	交 付 場 所	問 い 合 わ せ 先
母子（親子）健康手帳の 新規交付	1～3のいずれか 1. 個人番号カード 2. 通知カード、顔写真有本人確認書類 3. 通知カード、顔写真無本人確認書類（2種類） ※代理人が来庁の場合はお問い合わせください。	子育て相談センター （さわやか保健センター3階）	☎561-2339 ☎561-2331
妊婦が転入したときの 受診券の交換	●母子（親子）健康手帳 ●前住所地の妊婦健康診査公費助成券（未使用のもの）		
妊婦健康診査（県外受診の申請手続き含む）に関する問い合わせ			

## おとなの風しん予防接種費用の助成について 子育て相談センター ☎561-2331

妊娠を希望する女性やその同居家族は、風しん抗体検査を受けましょう。滋賀県では、風しん抗体検査を無料で実施しています。

滋賀県の風しん抗体検査、妊婦健診における風しん抗体検査または、風しんの追加的対策（男性の風しん予防）における抗体検査を受けた結果、抗体価が低かったために風しん予防接種を以下の期間に受けた人に、市は予防接種費用の助成を実施しています。

**【接種期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日**

※その他、助成対象となる要件等がいくつかございます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが難聴、心疾患、白内障、精神や身体の発達に遅れ等の障害を伴う「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。

※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生の男性の風しん予防接種については、P.5をご覧ください。 健康増進課 ☎561-2323

## 乳幼児（4か月児健診）健診について 子育て相談センター ☎561-2331

下記健診は受診当日、草津市に住民登録しているお子さんが対象です。

### <4か月児健診>（個別）

- \*満4か月から5か月の間に草津市・栗東市実施医療機関で受診してください。
- \*実施医療機関は、P.8～10の「草津市・栗東市 各種けん診・予防接種実施医療機関一覧」をご覧ください。
- \*受診日時は、直接医療機関にお問い合わせください。
- \*持ち物：母子（親子）健康手帳・4か月児健診票【乳幼児健診質問票（すこやか手帳）配付時の封筒に在中】・バスタオル・健康保険被保険者証・福祉医療費受給券

**<10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診> (集団)**

●受付時間は予約制です。

市ホームページ  
「乳幼児健診」  
はこちら



下記の表よりお子さんの健診対象日をご確認の上、ネットから予約をおとりください。

(右記の2次元コードより市ホームページの「乳幼児健診」へアクセス、予約ができます。)

ネット環境がない方は、電話での予約もできますので、お問い合わせください。

健診や予約方法などの詳細については、市ホームページの「乳幼児健診」からご確認ください。

●受付時間：13時～14時15分の間で、ご自身でネット予約をお願いします。

(※最終受付時間は各健診によって異なります。)

●所要時間：受付後2時間程度

●場 所：さわやか保健センター 1階

●持 ち 物：母子(親子)健康手帳、質問票(すこやか手帳)、バスタオル

歯ブラシ・コップ(1歳6か月児健診以降、家で磨いてきていない方のみ)、

当日の尿(3歳6か月児健診のみ。持参いただくと当日の検査がスムーズに行えます)

\*乳幼児健診(集団)は、悪天候や感染症の状況等から危険予測されるときは、中止することがありますので、来所前に最新の情報をホームページからご確認ください。

\*体調不良の方(発熱・咳・息苦しさ・倦怠感・下痢・嘔吐・発疹・胃腸炎などの症状がある方)は健診の延期をお願いいたします。詳しくは、ホームページの「安心・安全に乳幼児健診を受診していただくためのお願い」をご確認ください。

\*3歳6か月児健診のささやき声検査は、自宅で実施してください。視力検査も自宅で練習を行ってからお越しください。

※詳細は質問票(すこやか手帳)をご覧ください。質問票の最新の内容は市のホームページの「乳幼児健診」からご確認ください。

**<令和5年度 乳幼児健診日程のご案内> (集団)**

10か月児健診		1歳6か月児健診		2歳6か月児健診		3歳6か月児健診	
日	生年月日	日	生年月日	日	生年月日	日	生年月日
4月6日(木)	令4.5.13~令4.5.22	4月12日(水)	令3.9.13~令3.9.22	4月7日(金)	令2.9.13~令2.9.24	4月11日(火)	令1.9.13~令1.9.23
4月18日(火)	令4.5.23~令4.6.2	4月19日(水)	令3.9.23~令3.10.2	4月13日(木)	令2.9.25~令2.10.6	4月20日(木)	令1.9.24~令1.10.4
4月27日(木)	令4.6.3~令4.6.12	4月25日(火)	令3.10.3~令3.10.11	4月21日(金)	令2.10.7~令2.10.15	4月26日(水)	令1.10.5~令1.10.13
5月12日(金)	令4.6.13~令4.6.20	5月11日(木)	令3.10.12~令3.10.21	5月9日(火)	令2.10.16~令2.10.27	5月10日(水)	令1.10.14~令1.10.23
5月18日(木)	令4.6.21~令4.6.30	5月17日(水)	令3.10.22~令3.11.2	5月16日(火)	令2.10.28~令2.11.5	5月19日(金)	令1.10.24~令1.11.2
5月23日(火)	令4.7.1~令4.7.11	5月30日(火)	令3.11.3~令3.11.14	5月24日(水)	令2.11.6~令2.11.14	5月25日(木)	令1.11.3~令1.11.15
6月7日(水)	令4.7.12~令4.7.22	6月8日(木)	令3.11.15~令3.11.26	6月9日(金)	令2.11.15~令2.11.25	6月2日(金)	令1.11.16~令1.11.25
6月13日(火)	令4.7.23~令4.8.2	6月21日(水)	令3.11.27~令3.12.8	6月14日(水)	令2.11.26~令2.12.7	6月15日(木)	令1.11.26~令1.12.5
6月20日(火)	令4.8.3~令4.8.10	6月29日(木)	令3.12.9~令3.12.18	6月23日(金)	令2.12.8~令2.12.17	6月22日(木)	令1.12.6~令1.12.16
7月4日(火)	令4.8.11~令4.8.18	7月5日(水)	令3.12.19~令3.12.25	7月6日(木)	令2.12.18~令2.12.26	7月7日(金)	令1.12.17~令1.12.27
7月12日(水)	令4.8.19~令4.8.29	7月14日(金)	令3.12.26~令4.1.8	7月21日(金)	令2.12.27~令3.1.8	7月13日(木)	令1.12.28~令2.1.8
7月20日(木)	令4.8.30~令4.9.10	7月27日(木)	令4.1.9~令4.1.19	7月26日(水)	令3.1.9~令3.1.17	7月19日(水)	令2.1.9~令2.1.16
8月3日(木)	令4.9.11~令4.9.17	8月1日(火)	令4.1.20~令4.1.27	8月4日(金)	令3.1.18~令3.1.27	8月2日(水)	令2.1.17~令2.1.25
8月8日(火)	令4.9.18~令4.9.27	8月25日(金)	令4.1.28~令4.2.8	8月9日(水)	令3.1.28~令3.2.5	8月18日(金)	令2.1.26~令2.2.3
8月23日(水)	令4.9.28~令4.10.6			8月22日(火)	令3.2.6~令3.2.15	8月24日(木)	令2.2.4~令2.2.11
9月5日(火)	令4.10.7~令4.10.20	9月6日(水)	令4.2.9~令4.2.21	9月8日(金)	令3.2.16~令3.2.26	9月1日(金)	令2.2.12~令2.2.22
9月13日(水)	令4.10.21~令4.10.31	9月12日(火)	令4.2.22~令4.3.6	9月15日(金)	令3.2.27~令3.3.7	9月7日(木)	令2.2.23~令2.3.3
9月26日(火)	令4.11.1~令4.11.9	9月20日(水)	令4.3.7~令4.3.17	9月21日(木)	令3.3.8~令3.3.19	9月14日(木)	令2.3.4~令2.3.14
10月4日(水)	令4.11.10~令4.11.18	10月6日(金)	令4.3.18~令4.3.30	10月11日(水)	令3.3.20~令3.3.31	10月5日(木)	令2.3.15~令2.3.24
10月13日(金)	令4.11.19~令4.11.30	10月12日(木)	令4.3.31~令4.4.7	10月20日(金)	令3.4.1~令3.4.9	10月17日(火)	令2.3.25~令2.4.1
10月19日(木)	令4.12.1~令4.12.9	10月18日(水)	令4.4.8~令4.4.18	10月24日(火)	令3.4.10~令3.4.18	10月25日(水)	令2.4.2~令2.4.15
11月8日(水)	令4.12.10~令4.12.18	11月1日(水)	令4.4.19~令4.4.29	11月2日(木)	令3.4.19~令3.4.28	11月10日(金)	令2.4.16~令2.4.28
11月14日(火)	令4.12.19~令4.12.28	11月17日(金)	令4.4.30~令4.5.9	11月9日(木)	令3.4.29~令3.5.8	11月16日(木)	令2.4.29~令2.5.9
11月28日(火)	令4.12.29~令5.1.7	11月30日(木)	令4.5.10~令4.5.18	11月15日(水)	令3.5.9~令3.5.15	11月21日(火)	令2.5.10~令2.5.17
12月5日(火)	令5.1.8~令5.1.19	12月7日(木)	令4.5.19~令4.5.30	12月6日(水)	令3.5.16~令3.5.26	12月1日(金)	令2.5.18~令2.5.27
12月12日(火)	令5.1.20~令5.2.1	12月13日(水)	令4.5.31~令4.6.9	12月15日(金)	令3.5.27~令3.6.9	12月8日(金)	令2.5.28~令2.6.6
12月21日(木)	令5.2.2~令5.2.10	12月19日(火)	令4.6.10~令4.6.19	12月20日(水)	令3.6.10~令3.6.19	12月14日(木)	令2.6.7~令2.6.14
1月10日(水)	令5.2.11~令5.2.21	1月12日(金)	令4.6.20~令4.6.29	1月19日(金)	令3.6.20~令3.7.1	1月11日(木)	令2.6.15~令2.6.27
1月18日(木)	令5.2.22~令5.3.2	1月17日(水)	令4.6.30~令4.7.8	1月26日(金)	令3.7.2~令3.7.12	1月16日(火)	令2.6.28~令2.7.8
1月24日(水)	令5.3.3~令5.3.11	1月23日(火)	令4.7.9~令4.7.19	1月30日(火)	令3.7.13~令3.7.21	1月25日(木)	令2.7.9~令2.7.19
2月6日(火)	令5.3.12~令5.3.22	2月8日(木)	令4.7.20~令4.7.29	2月7日(水)	令3.7.22~令3.7.31	2月9日(金)	令2.7.20~令2.7.29
2月21日(水)	令5.3.23~令5.4.1	2月15日(木)	令4.7.30~令4.8.9	2月16日(金)	令3.8.1~令3.8.7	2月14日(水)	令2.7.30~令2.8.7
2月27日(火)	令5.4.2~令5.4.10	2月28日(水)	令4.8.10~令4.8.16	2月20日(火)	令3.8.8~令3.8.16	2月22日(木)	令2.8.8~令2.8.18
3月6日(水)	令5.4.11~令5.4.21	3月5日(火)	令4.8.17~令4.8.23	3月1日(金)	令3.8.17~令3.8.26	3月8日(金)	令2.8.19~令2.8.29
3月12日(火)	令5.4.22~令5.5.1	3月13日(水)	令4.8.24~令4.8.31	3月7日(木)	令3.8.27~令3.9.2	3月14日(木)	令2.8.30~令2.9.5
3月22日(金)	令5.5.2~令5.5.12	3月19日(火)	令4.9.1~令4.9.12	3月15日(金)	令3.9.3~令3.9.12	3月21日(木)	令2.9.6~令2.9.12